

日本共産党の山本伸裕です。議案第4号、専決処分の報告および承認についての議案のうち、市町村が取り組む宅地内の堆積土砂排除事業について、土木部長にお尋ねします。

令和2年7月3日からの大雨により発生した災害廃棄物の処理等についての事務連絡が、環境省から県に出されています。その内容は、災害廃棄物の処理等にかかる補助制度が円滑に活用されるよう、国土交通省所管の堆積土砂排除事業と、環境省所管の災害等廃棄物処理事業の連携で、自治体が一括撤去できるという内容について、市町村への周知徹底を求める内容であります。さらに、7月6日付け環境省からの事務連絡では、被災者自身が、すでに事業者へ委託してがれき撤去をした場合にも費用償還できる、とあります。さらに、全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去のみが費用の償還対象となるわけではないということ、家電製品などリサイクル法対象品目の廃棄物についても災害廃棄物として一括撤去できることなども示されています。

要するに、宅地内の堆積土砂も災害廃棄物も、すべて一括して仮置き場までの運搬は行政がおこないますということであり、なおかつそのための費用は、ほぼ全額国が補償しているのとあります。

今回県が専決で計上しております堆積土砂排除事業費5億4千万円は、国庫補助とならない土砂排除費用に対する市町村への補助、広域的な堆積土砂状況の調査及び処分方針決定のための基礎資料作成ということで、国による撤去事業を補完するものとなっております。

基本的には、宅地内土砂は自宅前に出しておくということになっておりますが、自宅前に出す作業さえも困難であるという人の場合は、申請すれば宅地の中にまで入り込んで、直接排除してもらうこともできる事となりました。7月28日の衆議院災害対策特別委員会集中審査における武田良太防災担当大臣は、搬出が困難な方の家屋からの土砂と廃棄物の迅速な撤去に向け、内閣府、国土交通省、熊本県と連携し、大雨災害、新型コロナウイルス感染症に影響を受けている地元企業の方もお手伝いを、雇用としてやっていただくということで、土砂や廃棄物の撤去をこうした方々に委託をする。さらに、自衛隊について、国交省と環境省の連携スキームにおいても、支援が必要な場合には協力してもらえ。当該自治体からの要請があれば、地元職員立会いのもとに、自衛隊に家屋内の作業をしてもらうことを要請することも検討していく・・・という答弁をされています。国からの事務連絡に加え、こうした内容が徹底されれば、被災家屋の片付け作業は大きく改善されることは明らかであります。

一方で7月27日熊日新聞には、次のような記事が掲載されております。「災害ゴミの山 復旧阻む」人吉市中心市街地には、発災から3週間たった今も、道路脇や空き地に家具や家電などの災害ゴミが目立つ。市は「分別した上で、仮置き場まで運搬してもらうのが原則」としているが、被災者には余裕がなく、人手や車両も不足。たまったごみが、復旧作業を阻んでいる。と書かれています。発災当初から国が打ち出している土砂と災害廃棄物の一括撤去という方針が現場では全く活かされていません。私自身も昨日と一昨日、人吉市、球磨村、相良村、八代市坂本町、芦北町の各地を回り、直近の状況を確認しお話を伺ってまいりましたが、発災から一ヶ月もの期間が経過しているというのに、いまだに宅地内の土砂がれきの撤去が全く進んでいない家屋が多数取り残されているという、余りに残酷な現実があちこちに存在するわけであります。県として改めて、堆積土砂や災害廃棄物は一括撤去できるということ、仮置き場までの運搬は行政がおこなうということ、自治体や被災者の負担はないということ、もし撤去作業を業者に頼んだ場合には、それにかかった費用も国が負担しますということ、これらを被災市町村、および被災者に周知徹底し、少なくとも災害ゴミの撤去は迅速に解決させるべきではないでしょうか。以上、土木部長にお尋ねします。

(上野土木部長答弁)

市町村が取り組む宅地内の堆積土砂排除事業についてお答えをいたします。

7月豪雨災害で発生した土砂混じりの大型災害ごみや瓦礫等の撤去につきましては、新型コロナウイルスの影響によるボランティア等の人手不足が進捗の妨げとなっております。

国土交通省の堆積土砂排除事業と環境省の災害等廃棄物処理事業との連携スキームでは、単なる土砂だけでなく、家電等の災害廃棄物を含む瓦礫混じり土砂も一括して、さらに家屋内についても撤去、運搬ができることになっております。

また、その費用につきましては、最終的に国土交通省と環境省が重量案分により分担されることとなっております。

引き続き、事業主体である市町村がこうした事業を活用し、円滑に、かつ一日も早く住環境の整備を推進できるよう、土木部と環境生活部で密に連携し、職員を派遣するなど、被災市町村を全面的に支援してまいります。

(山本のぶひろ県議再登壇)

せっかく国や県がそのような方針を出しておられるわけですから、ぜひ被災市町村、そして被災者に周知徹底をさせていただきたいと思います。

先日私が伺ったところでは、実際に、例えば土砂の除去については、土のう袋に入れないと持っていかない、あるいは逆に、別の自治体では、土のう袋に入れたら持っていかない、そういった対応が取られているということで、これは、今の国の出している一括撤去の方針に全くそぐわないようなやり方が、現実にもまだに残っているというような状況であります。ぜひ現場に周知徹底をして、そして被災者の人たちが早期の、このごみの片づけに対して希望が持てるような方向性をぜひお知らせをしていただきたい。そのことを重ねてお願いをして、質疑を終わります。